

※協会のうごき

- R 3年 1月
5日 仕事始め・あいさつ回り
12日 耐震診断事前審査(本荘CP)
19日 耐震診断判定委員会(本荘CP)



- R 3年 2月(予定)
3日 日事連 第2回災害対策特別委員会(Web会議)村田会長
11日 第49回秋田県工業系高校生による建築設計作品
コンクール審査会(村田会長)
13日 第49回秋田県工業系高校生による建築設計作品
コンクール表彰式(佐藤副会長)
16日 令和2年度日事連北東ブロック協議会青年部会(Web会議)
(堀井青年委員長)
建築士定期講習(秋田テルサ)
18日 日事連第2回広報渉外委員会(Web会議)花田専務理事
24日 理事会



2021年度 日事連・建築士事務所賠償責任保険の
団体募集開始について

1月25日より日事連・建築士事務所賠償責任保険(建倍保険)の募集が開始されました。
昨年4月より民法改正が施行され、消費者保護が強く望まれる今日に
あたり、建倍保険への加入は建築士事務所を安定的に経営するうえでの
必須事項といえ、当会として本保険の加入をお勧めしております。
本保険は団体契約で割引20%が適用でき、ネット経由での申込や
法令基準未達時補償等さまざまなオプションプランなど、会員限定の多くの
メリットがありますが、今年度よりテレワークの浸透などに対応するサイバー
リスク補償の追加や弁護士無料相談サービスの拡充(1回→3回)を実施し
会員限定サービスのさらなる拡充を図っています。

募集スケジュールは以下の通りですが、ぜひこの機会に加入をご検討下さい。
※詳細は、建倍保険HP(<http://njs-ins.com/>)よりご確認下さい。

1. 更新加入締切日:書類:2月12日(金) ネット申込:2月26日(金)
2. 新規加入締切日:3月20日(土)
3. 保険期間 :2021年4月1日~2022年4月1日
4. 問合せ先 :指定代理店(有)日事連サービス
HP:<http://njs-ins.com/> ※ネット経由での申込が可能です。
電話:03-3551-6633(建倍保険専用ダイヤル)

※他団体からの建倍保険切替等をご検討の場合は
事前に日事連サービスまでご相談下さい。

新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置を実施すべき区域の
変更に伴う工事及び業務の対応について

国土交通省不動産・建設経済局

令和3年1月13日に新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態の対象として
2府5県が追加されたところですが、受注者から一時中止や工期又は履行
期間延長の申し出等があった場合には、引き続き適切に対応して下さるよう
お願いします。なお、これまでもお知らせしていたとおり、受発注者の故意又は
過失により施工できなくなる場合を除き、資機材等の調達困難や感染者の発
生など、新型コロナウイルス感染症の影響により施工ができなくなる場合は
建設工事請負契約における「不可抗力」に該当するものと考えられます。
この場合、民間工事標準請負契約約款においては、受注者は発注者に工期
の延長を請求でき、下請工事標準請負契約約款においては、元請負人は
必要があるときは工事を中止し、工期の延長について元下間で協議すること
としており、いずれの場合も増加する費用については発注者(元請負人)と
受注者(下請負人)が協議して決めることとされておりますので、引き続き
適切な対応が図られますようお願いいたします。

ITを活用した建築士法に基づく設計受託契約等に係る
重要事項説明の本格運用について

国土交通省住宅局建築指導課長

建築士法(昭和25年法律第202号)第24条の7第1項に基づく、設計
受託契約等に係る重要事項について、ITを活用して実施する際の取り
扱いについて、下記のとおり通知します。

建築士法第24条の7第1項において、建築士事務所の開設者は、設
計受託契約又は工事監理受託契約を建築主と締結しようとするときは
あらかじめ当該建築主に対し、管理建築士その他の当該建築士事
務所に属する建築士をして、重要事項を記載した書面を交付して説明
をさせなければならない旨規定されております。

本規定については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、対
面による説明が困難化している実情等に鑑み、「ITを活用した建築士
法に基づく重要事項説明の実施について」において、テレビ会議等の
ITを活用した重要事項の説明についても、当面断定的な措置として
建築士法第24条の7第1項の規定に基づく説明として扱うこととして
おりました。また、本暫定措置の今後の取扱いについては、今後改めて
通知することとし、更に中長期的なIT重説の在り方については、今
後社会実験の実施及びその結果の検証等を進めることとしておりました。

その後、「ITを活用した建築士法に基づく重要事項説明の社会実験
について」に基づき、中長期的なIT重説の在り方について、令和2年
7月から11月にかけて社会実験を実施し、その結果の検証等を行いま
した。

本社会実験の結果、IT重説について特段の問題が見られなかった
ことから、今後はIT重説を暫定的な措置ではなく恒久的な措置として
実施マニュアルに即した形で行われるIT重説について、建築士法
第24条の7第1項に基づく説明として取り扱います。

なお、暫定措置に関する通知中の、建築主において必要な環境を
整備することが困難である場合など、やむを得ない事情がある場合
の取り扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の
状況等を踏まえ、当面の間、引き続き同項に基づく説明として扱う
こととします。

※実施マニュアルは当協会ホームページの会員用ページの中に
入っておりますので、ご覧下さい。

建築士定期講習は2月上旬まで、受付を延長いたします！！！！

※ 第4期 建築士定期講習 令和3年2月16日(火) 秋田テルサにて開催予定です！！！！

新型コロナウイルスの感染状況によっては、対面講習からDVD講習に変更する場合があります

